

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21

第5期  
高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画  
(案)

令和 年 月

高 知 県

# 目次

1		
2	1	計画策定の目的及び背景..... 1
3	(1)	目的..... 1
4	(2)	背景..... 1
5	2	管理すべき鳥獣の種類..... 1
6	3	計画の期間..... 1
7	4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域..... 1
8	5	これまでの経過と現状..... 1
9	(1)	これまでの取り組み..... 1
10	(2)	評価..... 2
11	(3)	本県のイノシシを取りまく現状..... 3
12	①	環境の概要..... 3
13	②	生息分布..... 3
14	③	捕獲状況..... 4
15	④	被害及び被害防除状況..... 6
16	⑤	狩猟登録等の状況..... 8
17	6	第二種特定鳥獣の管理の目標..... 9
18	(1)	管理の目標..... 9
19	①	管理地域区分..... 9
20	②	管理の目標..... 9
21	(2)	目標を達成するための施策の基本的な考え方..... 9
22	7	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項..... 10
23	(1)	個体数管理の考え方..... 10
24	(2)	個体数管理の目標（捕獲目標頭数の設定）..... 10
25	(3)	個体数管理の方法..... 11
26	①	狩猟期間の延長..... 11
27	②	狩猟における禁止猟法の一部解除..... 11
28	③	わなによる効果的な捕獲の実施..... 11
29	④	狩猟者の確保、育成..... 12
30	⑤	将来に向けての体制の見直し..... 12
31	8	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項..... 12
32	9	第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項..... 12
33	10	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項..... 13
34	(1)	被害防除対策..... 13
35	(2)	計画の検証..... 13
36	①	出猟カレンダー..... 13

1	② 被害発生などの把握.....	13
2	(3) 資源としての有効活用.....	13
3	(4) 感染症対策の徹底.....	13
4	(5) 錯誤捕獲の防止について.....	14
5	(6) 計画の実施に向けて.....	14
6	① 合意形成.....	14
7	② 推進体制.....	14
8		
9		

1 1 計画策定の目的及び背景

2 (1) 目的

3 イノシシによる農作物被害等を軽減するために、個体群管理、生息環境管理及び被害  
4 防除対策の管理事業を総合的に講じることで、科学的・計画的な管理を広域的・継続的  
5 に推進し、鳥獣の管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資すること  
6 を目的とします。

7

8 (2) 背景

9 イノシシは、西日本を中心として生息し、自然生態系の中で生物多様性の維持といっ  
10 た役割を担い、また有史以来から人の食物として利用され続けてきた野生動物です。

11 しかし、近年本県では、イノシシの分布が県内全域に拡大するとともに、中山間地域  
12 を中心に農作物への被害が増加し、農家の生産意欲の低下を招くなど農業経営や暮ら  
13 しに打撃を与えています。この背景には、中山間地域における高齢化・過疎化に伴う集  
14 落の活力低下や耕作放棄地の増加等によりイノシシに好適な環境ができたことによる  
15 分布域の拡大・生息頭数の増加が考えられています。

16 このような状況の中、本県では「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づ  
17 きイノシシ保護管理計画を平成14年度に第1期計画、平成20年度に第2期計画、平  
18 成24年に第3期計画、平成29年に第4期計画をそれぞれ策定し、狩猟にかかる各種  
19 規制緩和などを行うことで捕獲数は年々増加しました。しかしながら、以前として農林  
20 業被害が発生しています。

21 このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という）  
22 第7条の2に基づいて、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数調整等の対策を継続  
23 していく必要があります。

24

25 2 管理すべき鳥獣の種類

26 イノシシ（学名：*Sus scrofa*）

27

28 3 計画の期間

29 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

30

31 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

32 高知県全域

33

34 5 これまでの経過と現状

35 (1) これまでの取り組み

36 高知県では表1に記した内容の対策を、平成14年度から実施してきました。

37

1

表 1. これまでの取り組み内容

計画	年度	内容	捕獲目標	捕獲数
第 1 期	平成 14	第 1 期 特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画策定 狩猟期間の延長（11/15～2/15→11/15～2/末）	9,000 頭	10,598 頭
	平成 15			8,272 頭
	平成 16			9,131 頭
	平成 17			5,429 頭
	平成 18			5,357 頭
	平成 19	第 1 期 特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画変更 くくりわなの規制解除 狩猟期間の延長（11/15～2 月末→11/15～3/15）		5,736 頭
第 2 期	平成 20	第 2 期 特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画策定	6,000 頭	8,749 頭
	平成 21	第 2 期 特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画変更		8,098 頭
	平成 22			14,329 頭
	平成 23			13,438 頭
第 3 期	平成 24	第 3 期 特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画策定 野生鳥獣に強いモデル集落づくりの開始 鳥獣被害対策専門員配置	10,000 頭	14,658 頭
	平成 25			16,775 頭
	平成 26			16,434 頭
	平成 27	第二種特定鳥獣管理計画に移行（3 期目変更）	20,000 頭	18,736 頭
	平成 28			17,505 頭
第 4 期	平成 29	第 4 期 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画策定	20,000 頭	20,766 頭
	平成 30	狩猟期間の延長（11/15～2/末→11/15～3/31）		17,845 頭
	令和 1			23,200 頭
	令和 2			20,281 頭

2

## 3 (2) 評価

4 平成 27 年から捕獲目標頭数を年間 20,000 頭に設定した結果、捕獲数は年々増加し、  
5 平成 29 年度には約 21,000 頭となり捕獲目標頭数を実現しました。令和 1～2 年も継  
6 続して捕獲目標を達成しています。この捕獲数の増加に伴い、農林業被害額および被害  
7 面積は減少傾向にあります。今後とも継続した取り組みが求められます。

8

1 (3) 本県のイノシシを取りまく現状

2 ① 環境の概要

3 本県は四国地方の南部に位置し、北は海拔 1,500m 級の山々が連なる四国山地により  
4 徳島・愛媛の両県に接し、南は太平洋に面して南東に室戸半島と南西に足摺半島が太平  
5 洋に大きく張り出し細長い扇状の形をしています。

6 県土の面積 7,105 k m<sup>2</sup> の約 80% は山地が占め、平野は少なく、全面積の 5% に過ぎま  
7 せん。平野部では、高知平野が最大で、他に四万十川流域に広がる中村平野や安芸川流  
8 域の安芸平野が主なものです。

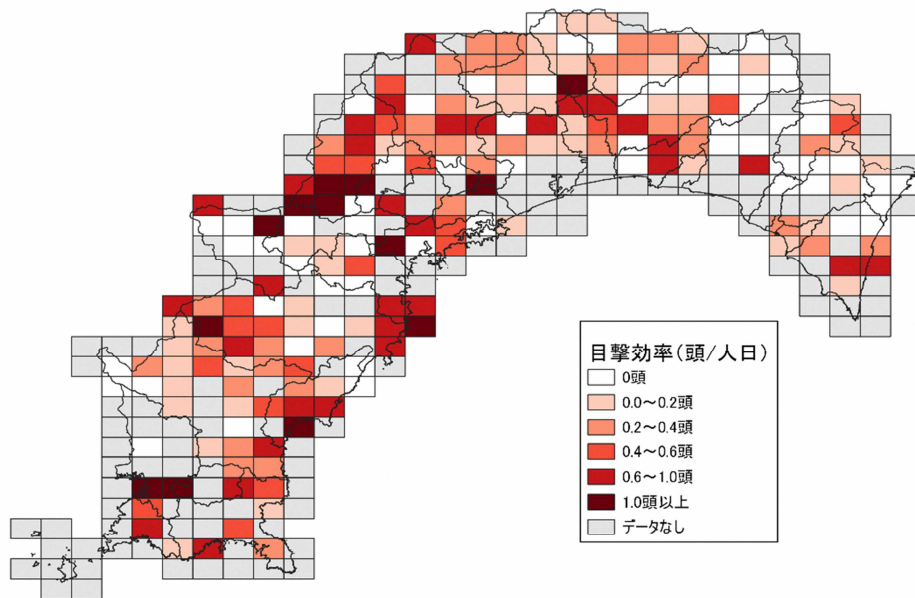
9 気候は温暖湿潤気候に属し、起伏が大きい地形を呈しているため、内陸と海岸部との  
10 気温差が大きく、多様な気候が存在しています。

11 また、県土に占める森林の面積割合は 84% となっており、温暖帯から亜高山帯に含  
12 まれる植生から構成されています。中でも温暖帯域が広い面積を占め、タブノキ、シイ、  
13 カシ類、ヤブツバキ類といった常緑広葉樹が多くを占めています。なお、森林に占める  
14 割合は、天然林 35%、人工林 65% となっています。

15

16 ② 生息分布

17 令和 2 年度の出猟カレンダーによる、5 km メッシュごとの目撃効率（狩猟者 1 名 1  
18 日当たりのイノシシの目撃数）を図 1 に示します。県全域で広くイノシシが目撃され、  
19 特に県西部での目撃効率が高いメッシュが確認されました。



20

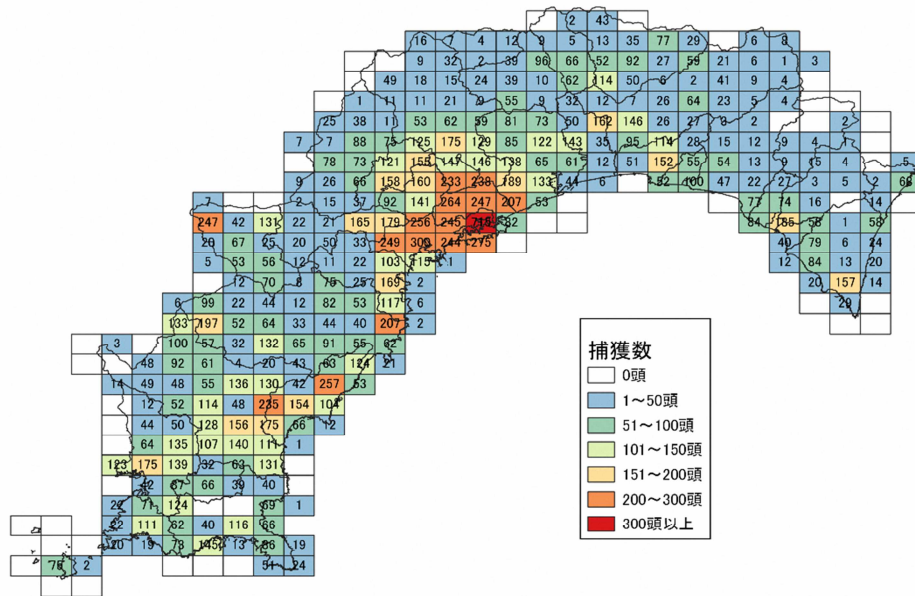
21

22 図 1 . メッシュごとのイノシシ目撃効率 (令和 2 年度)

23

24

1 令和2年度におけるメッシュごとの許可捕獲数の分布を図2に示します。イノシシ  
 2 は全県で捕獲されていることから、県全域にイノシシが生息していると考えられま  
 3 す。151頭以上の捕獲がされているメッシュは33メッシュあり、多くが西部地域や須  
 4 崎市周辺部のメッシュであったため、イノシシの生息はこれらの地域で特に多いと考  
 5 えられます。



6  
 7  
 8 図2. メッシュごとのイノシシ許可捕獲数 (令和2年度)

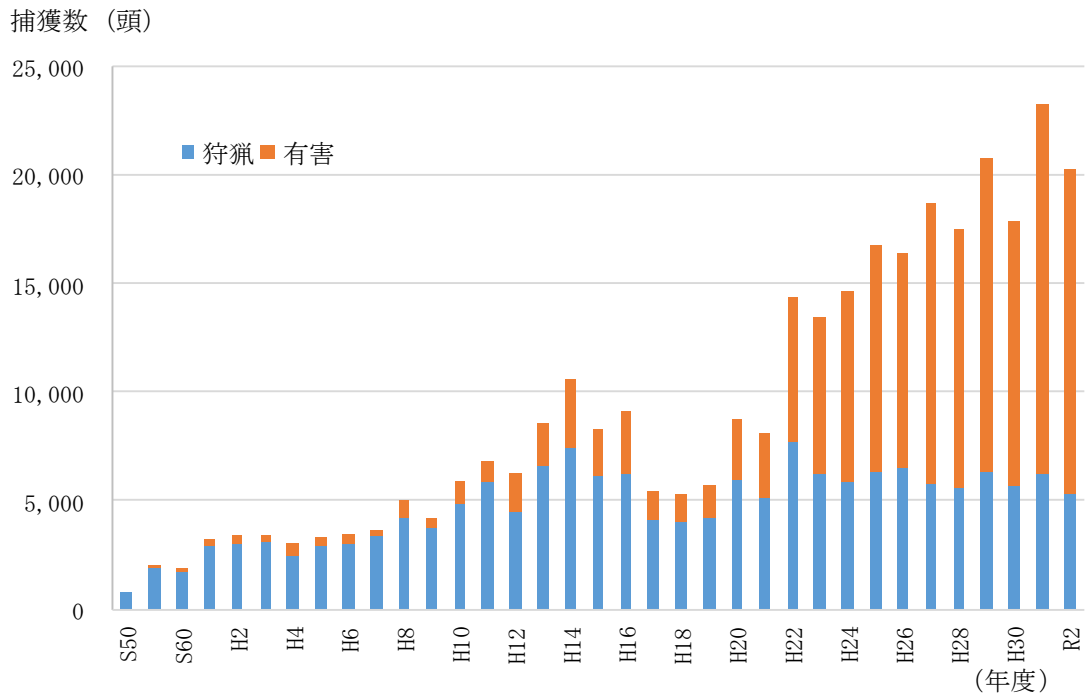
9  
 10 ③ 捕獲状況

11 狩猟と有害捕獲による捕獲数の推移を図3に示します。捕獲数は平成7年度までは  
 12 緩やかに推移していましたが、平成8年度から顕著な上昇カーブを描き、平成14年度  
 13 には10,000頭を越えました。その後、捕獲数は急落し、平成17年度から平成19年度  
 14 には、捕獲数が5,000頭台にまで減少しましたが、平成20年度には再び上昇し、平成  
 15 29年度には20,766頭となりました。令和1～2年も20,000頭以上の捕獲が行われて  
 16 います。

17 平成3年度までは狩猟による捕獲が大部分を占めていましたが、平成4年度以降、有  
 18 害鳥獣捕獲許可申請による捕獲の割合が徐々に増え、令和2年度には約7割(73.8%)  
 19 に達しました。狩猟による捕獲数は、平成22年度の実績は7,695頭と過去最高を記録  
 20 しましたが、その後減少し、令和2年度には5,322頭となりました。

21 なお、狩猟による捕獲の内訳を猟法別に見てみますと平成22年度に銃猟による捕獲  
 22 が2,849頭(37.0%)であったものが、令和2年度には923頭(17.3%)と大きく減少して  
 23 います。一方、わな猟による捕獲数は、平成18年度に2,232頭(56%)であったものが令  
 24 和2年度には4,399頭(82.7%)と大幅に増加しています(図4)。

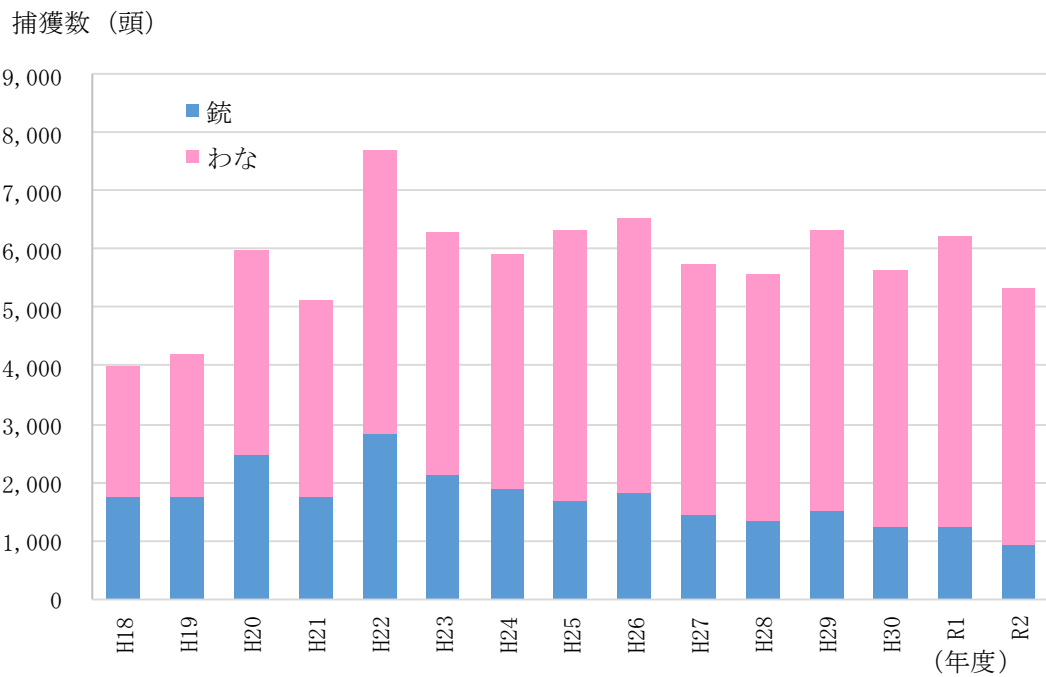
1



2

図3. 高知県におけるイノシシの捕獲数の推移 (狩猟、有害別)

3



4

図4. 狩猟期におけるイノシシの捕獲数 (猟法別)

5



④ 被害及び被害防除状況

耕作放棄地は、イノシシが採食場所や一時的な休息場として利用します。このため、耕作放棄地の増加はイノシシの個体数増加の一因とも言われており、耕作放棄地の解消など、環境整備の取組みが必要と思われま

ア 被害状況

イノシシによる農林業被害は、ほとんどが農業被害であり、主として稲、野菜・山菜、果樹等に発生しています。被害面積も被害金額も、平成27年度までは高止まりで推移していましたが、近年は捕獲数の増加に伴い減少しています。被害面積は、平成23年度には715haありましたが、令和2年度には214haとなりました(図5)。被害金額は平成24年度に119,946千円でしたが、令和2年度には42,119千円まで減少しています(図6)。

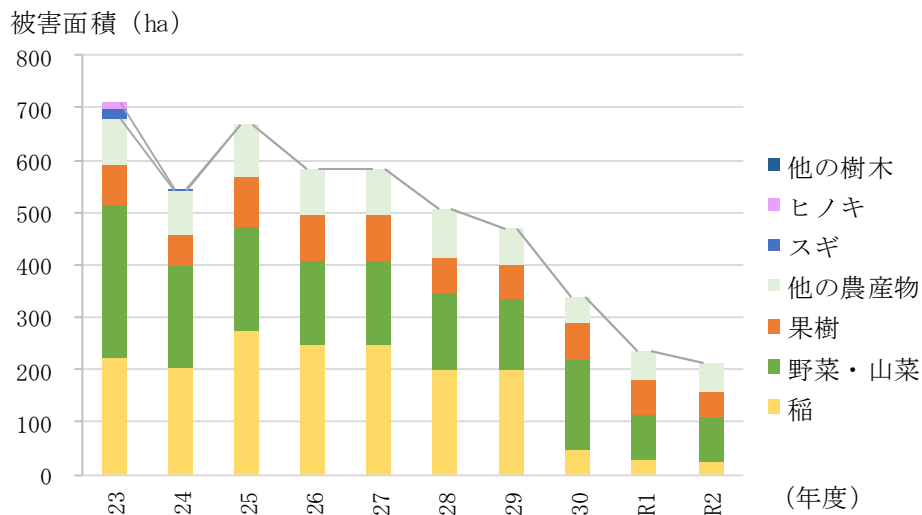


図5. イノシシによる農林業被害面積の推移

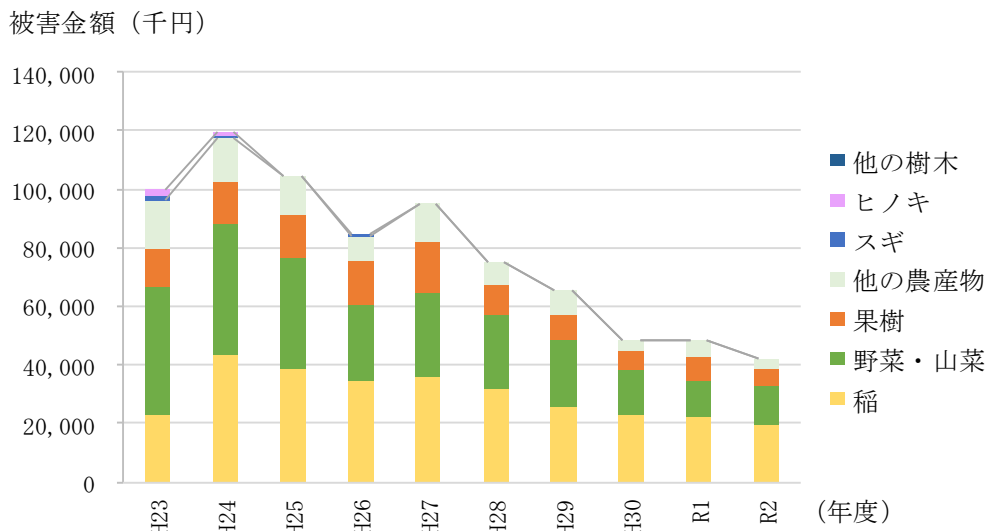


図6. イノシシによる農林業被害金額の推移

1

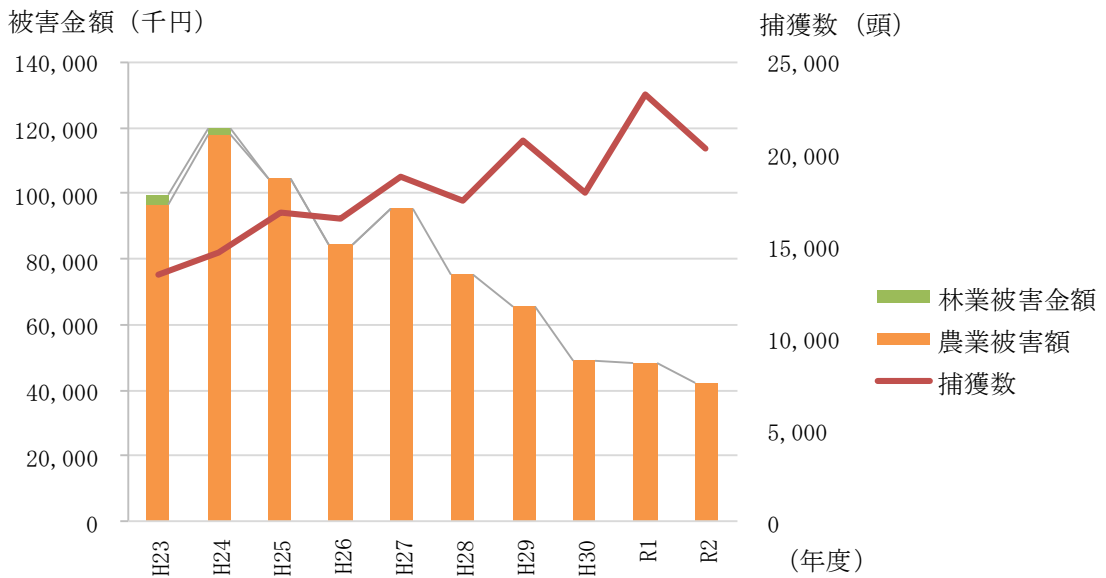


図7. イノシシによる農林業被害額と捕獲数の推移

2

3

4

5

イノシシによる農林業被害は県全体で発生しており、市町村ごとに被害金額をみると、県中央部及び西部の多くの地域で1,000千円以上の被害がありました。香南市と黒潮町では、4,000千円を超えていました(図8)。

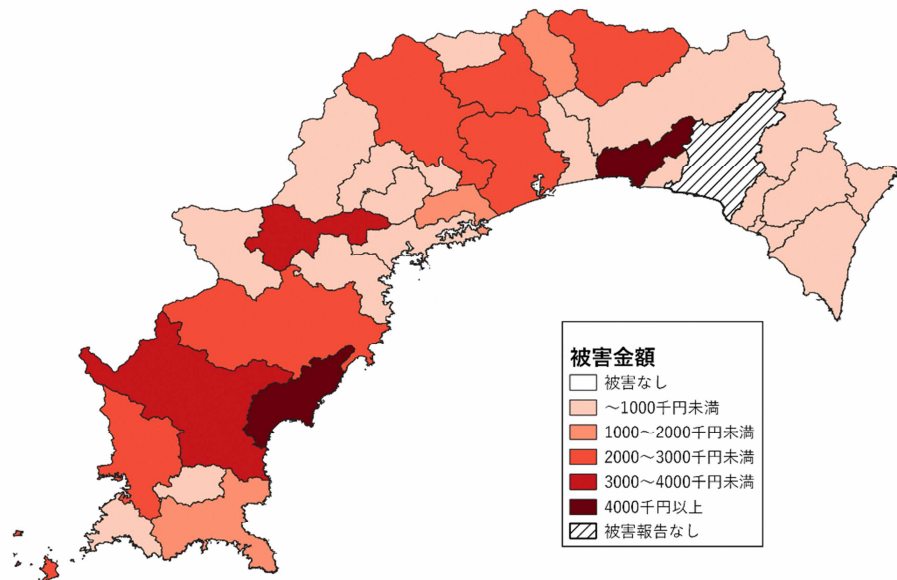


図8. 市町村ごとのイノシシによる農林業被害額 (令和2年度)

6

7

8

9

10

### イ 防除対策実施状況

11

本県では、野生鳥獣による農林業被害を防ぐ方法として各種防護柵の設置が進め

1 られています。令和2年度末現在の防護柵設置状況を見ると、防護柵（シカ、イノ  
 2 シシ等）の延長は、トタン188,768m、電気柵1,548,277m、金網柵2,354,959m、  
 3 ネット779,925m（内ワイヤー入りネットは、292,188m）その他（有刺鉄線・鉄線・  
 4 木柵・シート等）11,922mとなり、総延長は延べ約4,884kmと、年々設置距離が  
 5 増加しています。

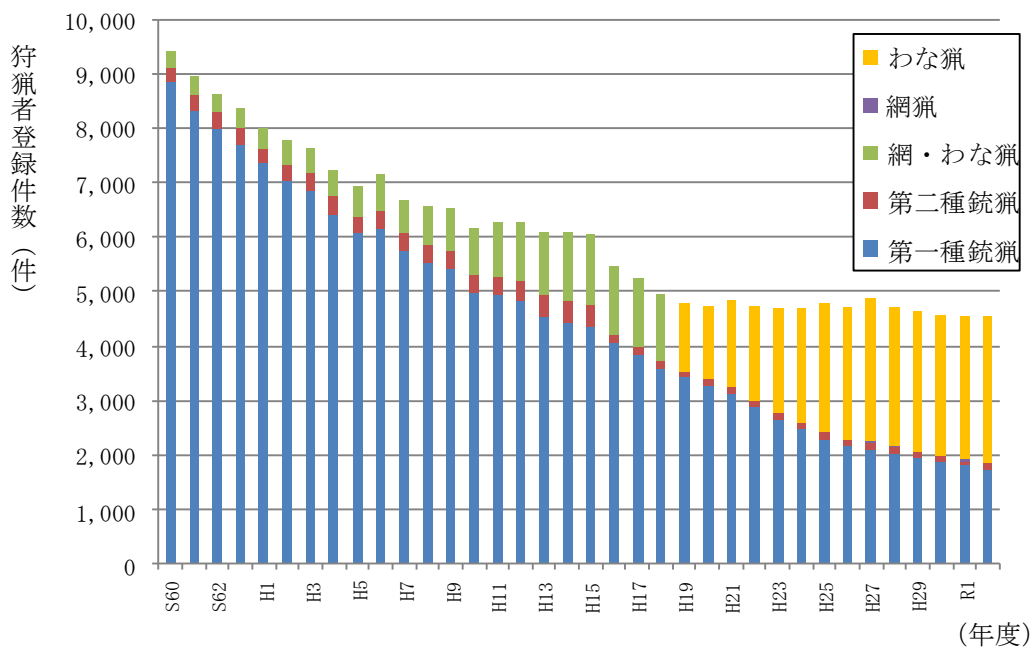
6 平成24年度からは、野生鳥獣に強いモデル集落づくりに取り組んでおり、集落ぐ  
 7 るみでの柵の設置など総合的に防除対策を普及しています。また、柵の設置及び管  
 8 理の重要性を県内に普及するため、鳥獣被害対策専門員を配置して普及啓発活動  
 9 を行っています。

10

11 ⑤ 狩猟登録等の状況

12 ア 狩猟者登録件数の推移

13 狩猟者登録件数は、全体として減少傾向にありましたが、近年は横ばい状態にあ  
 14 り、令和2年度には4,528件となっています。これを狩猟免許種別で見ると、特に  
 15 第一種銃猟登録件数の減少が著しく、平成17年度に4,000件を下回り、令和2年度  
 16 には1,744件となりました。一方、わな猟登録件数（※）は徐々に増加しており、  
 17 令和2年度には2,685件（昭和60年の約9倍）となりましたが、これは農林業被害  
 18 の防止のため農林業者自らが、わな猟の免許を取得するケースが増えてきたこと等  
 19 によるものと思われます（図9）。



20

21 図9. 免許種別ごとの狩猟者登録件数の推移

21

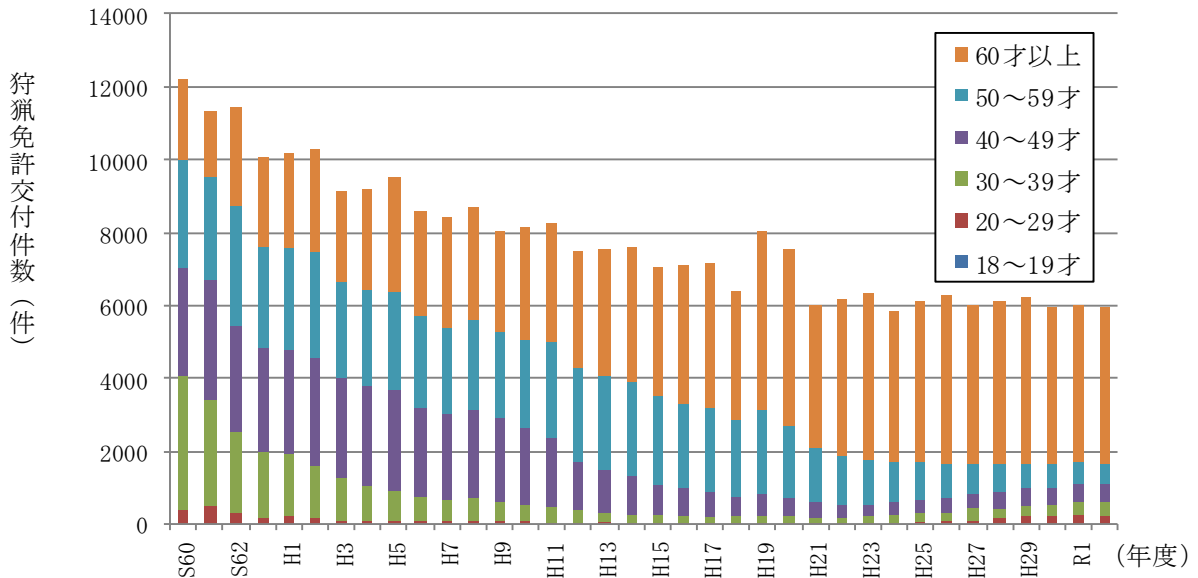
22 ※平成19年度から網・わな猟免許が網猟とわな猟に分離されました。

22

23

1 イ 年齢別の狩猟免許の交付状況

2 年齢別（※）では、平成13年度以降は50歳以上が約8割となっており、高齢化  
3 が顕著となっています（図10）。特に、平成22年度以降は60歳以上の割合が約7  
4 割を占めています。平成24年度以降、49歳以下の割合は徐々に増加しているもの  
5 の、捕獲を支える狩猟者の人材の確保が課題となっています。



6 図10. 狩猟免許交付者の年齢構成の推移

7 ※平成27年から網・わな猟に限り取得可能年齢が18歳に引き下げられました。

8

9 6 第二種特定鳥獣の管理の目標

10 (1) 管理の目標

11 ① 管理地域区分

12 本県では、ほぼ県内全域にイノシシが生息し、被害が発生していることから、全域を  
13 管理区域とします。

14

15 ② 管理の目標

16 狩猟による捕獲を活かしつつ、農作物被害発生地区において効率的な有害捕獲を実  
17 施し、併せて、より計画的・総合的な被害防止対策を積極的に推進することによって、  
18 被害の軽減を図ります。

19

20 (2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

21 本計画では、管理の目標を設定し、それを達成するための施策を実施するとともに、  
22 計画の実施状況を継続的に評価、検証し、管理計画に反映させていくこととします（図  
23 11）。

24

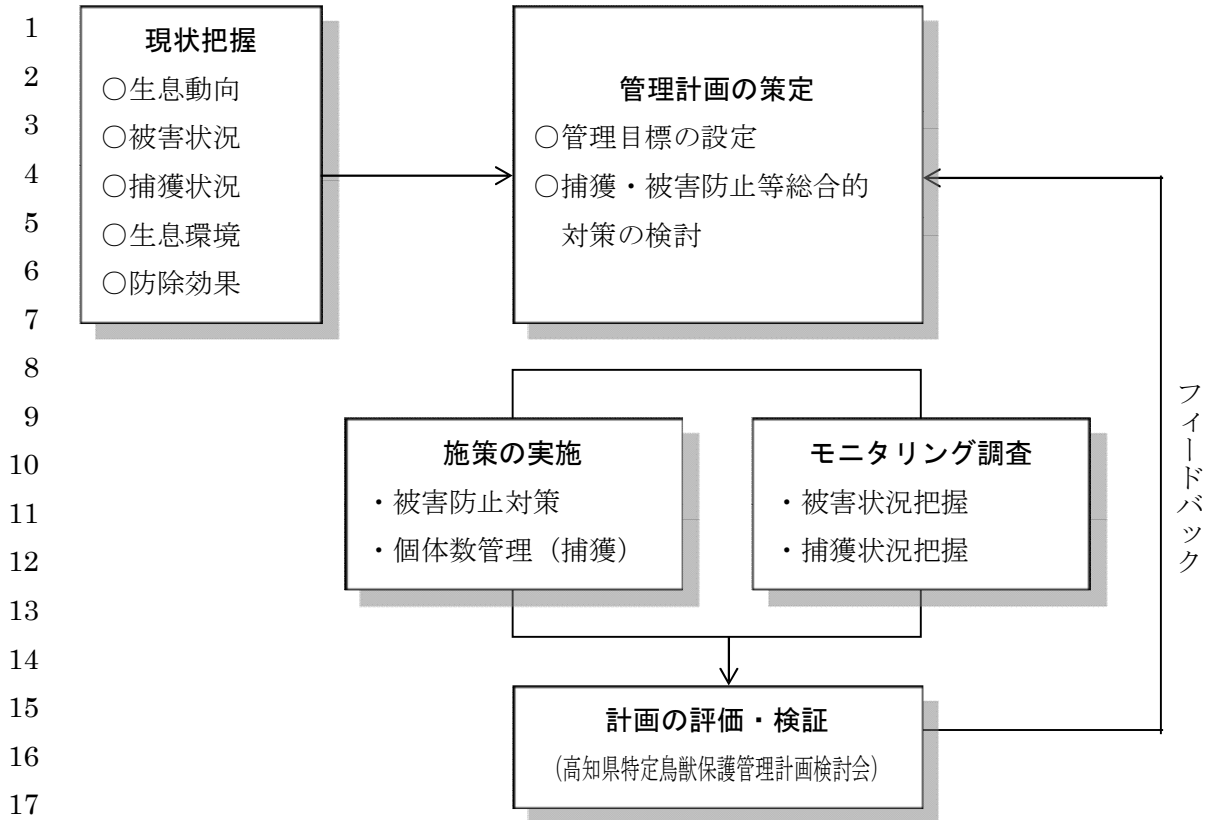


図 11. イノシシ保護管理計画のフロー

7 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体数管理の考え方

被害の軽減のためには個体数調整を行う必要があることから、モニタリングを行いながら個体数管理を行います。

(2) 個体数管理の目標（捕獲目標頭数の設定）

国では全国のイノシシの生息頭数（平成 23 年度末時点）を令和 5 年度までに半減させるという目標を示しています。令和 2 年度に国が実施した階層ベイズ法による個体数推計によれば、四国全体でのイノシシの個体数は平成 23 年度末時点で 126,398 頭、令和元年度末時点で 89,677 頭（平成 23 年度の約 7 割）と推計しています。令和 5 年度に平成 23 年度末の個体数の半数以下にするためには、引き続き捕獲圧をかける必要があります。本県の捕獲数は平成 23 年度に 13,438 頭でしたが、令和 2 年度には 20,281 頭と約 1.51 倍に増加しています。それに伴いイノシシによる農林業被害額も減少していますが、依然として県全体で被害が発生しています。農林業被害を軽減するため当面の年間捕獲目標として 20,000 頭を維持します。

イノシシによる農林業被害の軽減を図るために年間の捕獲目標頭数は 20,000 頭とします。(期間：令和 4 年度～令和 8 年度)

1

2 (3) 個体数管理の方法

3 ① 狩猟期間の延長

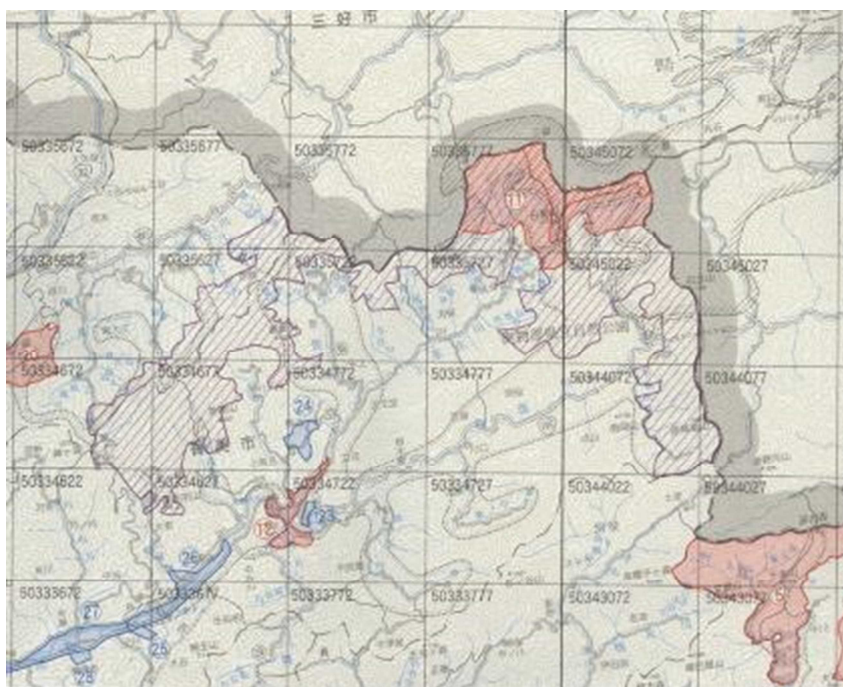
4 捕獲目標頭数を確保するためには県内全域で捕獲圧を高める必要があります。この  
5 ため次の措置を講じます。

狩猟期間：(11 月 15 日～2 月 15 日)を、(11 月 15 日～3 月 31 日)とします。

6

7 ② 狩猟における禁止猟法の一部解除

イノシシについては、輪の直径が 12cm を越えるくくりわなによる狩猟を認めること  
とします。ただしツキノワグマの生息地域を除きます (図 12)。



8 図 12. 狩猟の規制 (くくりわなの輪の直径 12 c m 規制) の緩和を行わない区域  
9 (斜線部分)

10

11 ③ わなによる効果的な捕獲の実施

12

13 捕獲檻は、仕掛けや管理が比較的容易で捕獲技術の習得により大量捕獲が可能なの  
14 ことから、現在設置が進んでいますが、不用意な餌付けにより農作物被害を助長する例も  
あることから、適切な設置と管理について啓発するとともに、講習会の開催等により捕

1 獲技術の向上を図ります。

2 また、くくりわなによる捕獲は安価で軽量なことから比較的取り扱い易いため農家  
3 等が手軽に設置して捕獲を進めることができます。

4 一方、止めさしには危険を伴うことから、くくりわなによる捕獲については止めさし  
5 の安全な方法等を指導啓発していきます。

#### 6 7 ④ 狩猟者の確保、育成

8 個体数管理を着実に実行していくためには、捕獲の担い手である狩猟者の確保が不  
9 可欠です。

10 このため、狩猟の魅力や社会的役割を理解してもらい啓発活動に努め、狩猟免許試験  
11 の受験機会の拡大や、狩猟免許取得の際の経費負担の軽減などを図りながら若い狩猟  
12 者の確保を中心に農林業者をはじめ地域の農林業団体や市町村の職員などにも狩猟免  
13 許取得を働きかけます。また、狩猟経験の浅い者を対象に、実技研修を実施し狩猟者の  
14 技術向上を図ります。

#### 15 16 ⑤ 将来に向けての体制の見直し

17 鳥獣被害対策に係る市町村及び猟友会等の団体に、県内の現状及び今後の対策  
18 について把握してもらえるように勉強会等の実施を検討します。

19 また、生息状況調査等により捕獲圧の不十分な場所を把握し、事業実施主体が捕獲圧  
20 の不十分な場所で捕獲できるような体制づくりを検討し、効果的な捕獲を実施します。

### 21 22 8 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

23 本計画の目標を達成するにあたって、既存の捕獲事業に加えて指定管理鳥獣捕獲等  
24 事業を実施します。その際の目的や期間、実施区域などは指定管理鳥獣捕獲等事業に  
25 関する実施計画において別途定めます。

### 26 27 9 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

28 イノシシの生息地管理として、農林作物被害の軽減を図るために大きな課題となる  
29 のが、農地周辺の被害要因除去のための環境整備です。特に中山間地域における耕作放  
30 棄地や耕作地周辺の山林の管理不足は、餌場や隠れ場といった好適な生息環境を提供  
31 すると考えられますので、これら被害発生要因除去の必要性について普及啓発を図  
32 ります。

33 また、人と野生鳥獣との棲み分けという観点から、鳥獣保護区の適切な指定や管理な  
34 どについても、生息状況に応じ適切な対応に努めます。

35

1 10 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

2 (1) 被害防除対策

3 イノシシによる農業被害を軽減するためには、捕獲圧を高め目標捕獲数を確保する  
4 だけでなく、耕作地等に防護柵等を設置し、侵入を防ぐ対策が重要です。

5 このため、引き続き電気柵や金網柵等の被害防除施設の整備を積極的に推進します。

6 また、関係市町村やJ A、鳥獣保護管理員、鳥獣被害対策専門員、農業関係機関等と  
7 連携を図りながら、効果的な被害防除方法についての情報収集や研修会等を通じて、適  
8 切な防除方法の普及に努めます。

9

10 (2) 計画の検証

11 イノシシの保護管理を適正に推進するため、生息状況や捕獲数、農作物被害状況等の  
12 把握に加え、以下の調査を行いデータの蓄積に努め、これらを基に計画の検証を行い、  
13 必要に応じて計画内容の見直しを行います。

14

15 ① 出猟カレンダー

16 回答率や回答内容の精度を向上するため、狩猟関係者への協力を求めると共に、デー  
17 タをフィードバックし捕獲に反映できる仕組みについて検討します。

18

19 ② 被害発生などの把握

20 農業関係機関と連携し、より正確な被害発生量の把握に努めると共に、被害発生場所  
21 や被害発生時期、被害対策についても把握し、より効果的な対策を実施するためのデー  
22 タを蓄積します。

23

24 (3) 資源としての有効活用

25 イノシシは、昔から自然の恵みとして、盛んに食肉として有効活用されてきました。  
26 今後、市町村や民間事業者と連携してイノシシ肉料理の普及、消費拡大を進めると共に、  
27 よさこいジビエ衛生管理ガイドラインに基づく安心・安全なイノシシ肉流通を進めな  
28 がらイノシシの個体数管理に資することとします。

29

30 (4) 感染症対策の徹底

31 平成30年に、豚・イノシシに感染する家畜の伝染病である豚熱(CSF)が国内で26  
32 年ぶりに発生し、野生イノシシにおける感染拡大が続発の要因の一つとされています。  
33 イノシシの捕獲行為には、野生イノシシとの接触による豚熱(CSF)ウイルスの拡散リ  
34 スクを伴うことから、捕獲従事者及び狩猟者が豚熱(CSF)ウイルスを拡散することが  
35 ないよう、環境省と農林水産省が共同で作成した「CSF・ASF対策としての野生イノシ  
36 シの捕獲等に関する防疫措置の手引き」に従い、防疫措置の実施を徹底します。

37



1 (5) 錯誤捕獲の防止について

2 県内では、ツキノワグマが生息しているため、くくりわなの輪の直径12cm規制を  
3 緩和していない区域(図12参照)があります。また、主に県東部にはニホンカモシカ  
4 も生息しています。わなを設置する上での基本事項を捕獲従事者に周知し、錯誤捕獲の  
5 発生防止と安全なイノシシの捕獲を引き続き促します。また、ニホンカモシカ及びツキ  
6 ノワグマが誤って捕獲された場合は、関係機関と連携し、速やかな対応に努めます。

8 (6) 計画の実施に向けて

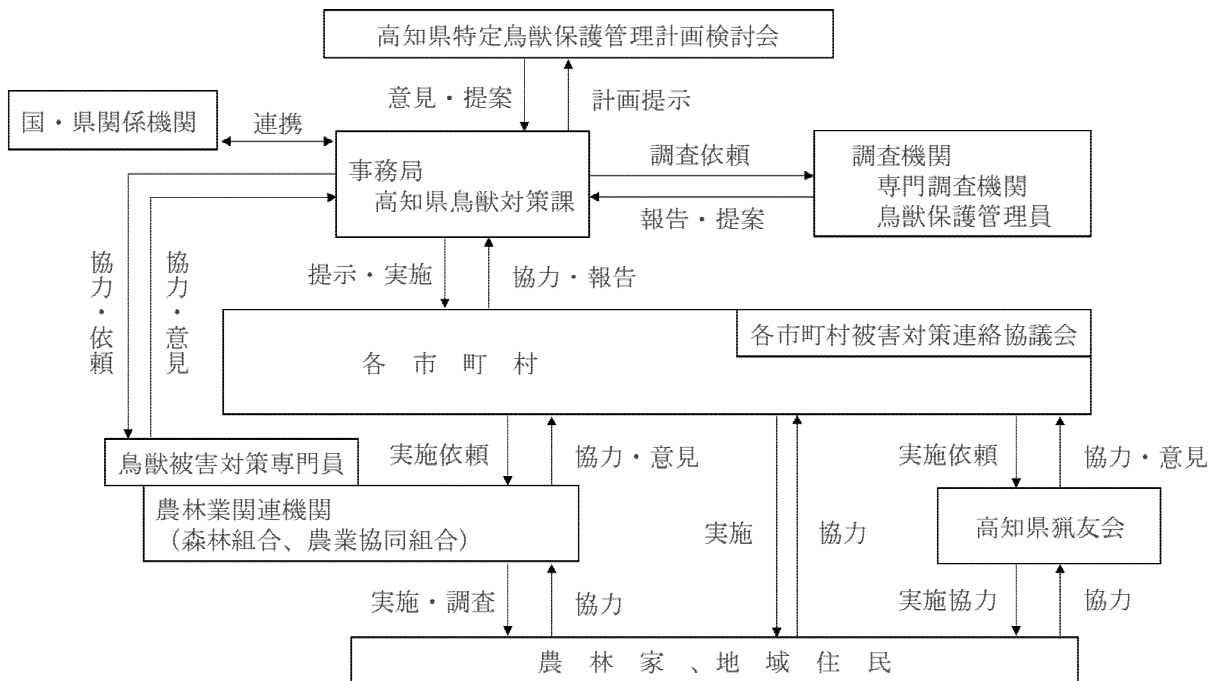
9 ① 合意形成

10 本計画の推進にあたっては、地域住民はもとより幅広い関係者の理解と協力を得る  
11 ことが必要不可欠であることから、行政、関係団体、住民がお互いに連携を密にして合  
12 意形成を図りながら、参画と協働のもと各施策を推進します。

14 ② 推進体制

15 ア 高知県特定鳥獣保護管理計画検討会

16 学識経験者、農林業・狩猟・自然保護等関係団体、関係行政機関等を構成メンバ  
17 ーとする高知県特定鳥獣保護管理計画検討会を設置し、当管理計画の改定等にかか  
18 る検討や計画の進捗状況の評価を行い、計画の適正な推進に努めます(図13)。



20 図13. 推進体制

21  
22

1 イ 四国4県との連携

2 本県に生息するイノシシの分布域は、隣接する徳島県、愛媛県の各地域と繋がっ  
3 ているため、連携して対策を行う必要があります。四国4県と連携した一斉捕獲の  
4 実施など効果的な対策を行うとともに、生息状況や捕獲状況などの情報の共有など  
5 連携の強化に努めます。